

地域密着型通所介護重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 25-4738 (8:00~17:00まで)
担当 高橋 春美 渋井 しほり

* ご不明な点は、お気軽に担当者までお問い合わせ下さい。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	労協センター事業団鳴子地域福祉事業所 介護予防ステーション なるっこ
所在地	宮城県大崎市鳴子温泉字町下15番地1
介護保険指定番号	地域密着型通所介護 (宮城県 0471500777号)
その他のサービス	介護予防：生活支援総合事業（通所型サービス：独自） (宮城県 0471500777号)
サービスを提供する対象地域	鳴子温泉・岩出山地区にお住まいの方

(2) 当事業所の職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯 8:00~17:00 (常勤で兼務1名)
生活相談員	勤務時間帯 8:00~17:00 (常勤で兼務1名) 勤務時間帯 9:00~16:30 (常勤外で兼務1名)
介護職員	・勤務時間帯 9:00~16:30 (常勤外で兼務1名) ・勤務時間帯 8:00~17:00 (常勤外で専従2名～)
看護職員	・勤務時間帯 8:30~16:30 (常勤外で機能訓練指導員と兼務 3名)
機能訓練指導員	・勤務時間帯 8:30~16:30 (常勤以外で看護職員と兼務 3名)

(3) 当事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		指定人員 配置基準
		常勤	常勤外	
管理者	1名	1名		1名
生活相談員	2名	1名	1名	1名
介護職員	3名～		3名～	1名
看護職員	3名		3名	1名
機能訓練指導員	3名		3名	1名

(4) 当事業所の設備の概要

定員（月～金）	14人	静養室	1室2床
定員（土曜日）	9人		
食堂兼機能訓練室	1室	管理事務室兼休憩室	1室
	45. 82 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽	送迎車	3台

(5) 営業時間

月～土・祝日	8：00～17：00
日	定休日

*緊急連絡番号 25-4738

(6) 休業日：12月30日から1月3日までは、休業させて頂きます。

3. サービス内容

- ① 生活指導（相談援助等）
- ② 個別機能訓練
- ③ 介護サービス（移動や排泄の介護、見守り等）
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎
- ⑥ 入浴

4. 料金

(1) 利用料金

① 地域密着型通所介護利用料金

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間～6時間未満	6,570円	7,760円	8,960円	10,130円	11,340円
6時間～7時間未満	6,780円	8,010円	9,250円	10,490円	11,720円
7時間～8時間未満	7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円
8時間～9時間	7,830円	9,250円	10,720円	12,200円	13,650円

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額(1割負担の場合)

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間～6時間未満	657円	776円	896円	1,013円	1,134円
6時間～7時間未満	678円	801円	925円	1,049円	1,172円
7時間～8時間未満	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円
8時間～9時間未満	783円	925円	1,072円	1,220円	1,365円

自己負担が2割の場合は、上記金額の倍、3割の場合は3倍となります

② 入浴費

介助浴 1 回あたり 400 円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は 40 円（80 円）です。

③ サービス提供体制強化費（加算Ⅲ）

1 回あたり 60 円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は 6 円（12 円）です。

④ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

1 ヶ月あたり、介護報酬利用料の（Ⅱ：9%）

⑤ 個別機能訓練加算（Ⅰイ）

1 回あたり 560 円 介護保険適用時の負担額は 56 円（112 円）です。

⑥ 科学的介護推進体制加算

1 カ月あたり 400 円 介護保険適用時の負担額は 40 円です。（80 円）

⑦ 個別機能訓練加算（Ⅱ）

1 カ月あたり 200 円 介護保険適用時の負担額は 20 円です。（40 円）

⑧ その他

上記の他、昼食代（600 円）、おむつ代は自己負担となります。

（2）キャンセル料 なし

緊急の場合を除いては、準備の都合上前日の 5 時までに必ずご連絡下さい。

（3）支払方法

毎月 10 日までに、前月分の請求を致しますので、15 日までにお支払い下さい。

お支払い頂きますと、領収証を発行致します。

お支払方法は、銀行振込、現金支払、預金口座振替、やむを得ない場合に限り現金集金の 4 通りの中からご契約の際に選んで頂きます。

5. 当事業所のデイサービスの特徴等

（1）運営の方針

事業所の職員は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（2）サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	無	
時間延長の可否	有	隨時、ご相談下さい
従業員への研修の実施	有	年 2 回、介護技術研修を実施
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利、機会を侵害してはならない。
- ・利用者は、事業所の設備、備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとするが、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- ・送迎時間の連絡 … 変更がある場合は、**当日の午前8時30分まで**にご連絡下さい。道路状況等により、送迎時間が遅れる場合は、隨時ご連絡致します。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
 - … 体調確認後、やむを得ずサービスを中止する場合には、ご家族にご連絡致します。
- ・食事のキャンセル … 準備の都合がありますので、早めに職員にお話下さい。
(当日8:30迄連絡がない時は、600円を頂きます)
- ・時間変更 … 利用時間に変更がある場合は、**当日午前8時30分まで**にご連絡下さい。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等が合った場合は事前の打ち合わせにより、親族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。状況により、救急隊への連絡が優先になる場合もございます。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

事故があった場合はその旨を利用者家族や、市町村、関係している居宅介護支援事業所へ連絡をします。

事業者は、サービス事業の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8. 非常災害対策

- ・災害時の対応 … 迅速判断、避難、地元消防署への協力を依頼しております。
- ・防災設備 … 消火器（2）、非常口（1）の設置
- ・防災訓練 … 年2回（5月・11月）
- ・防火責任者 … 高橋 春美

9. 内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

介護予防ステーション なるっこ

担当： 高橋 春美 渋井 しほり

電話： 25-4738

② 当センター以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村名： 鳴子総合支所 保健福祉課 電話： 82-3131

市区町村名： 岩出山総合支所 保健福祉課 電話： 72-1211

宮城県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口 022-222-7700

10. 当社の概要

名称・法人種別 : 企業組合 労協センター事業団

代表者役職・氏名 : 代表理事 平本 哲男

本部所在地 : 東京都豊島区東池袋 1-4 4-3
池袋 I S P タマビル

電話番号 : 03-6907-8030